

商工会だより

第176号

令和5年4月1日
揖斐川町商工会
揖斐川町上南方165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561
URL <https://www.gifushoko.or.jp/ibigawa/>

税務

☆インボイス制度について

令和5年10月1日から、インボイス制度がスタートします。
申請をしてから登録番号取得まで、一定の時間を要することが予想されます。
申請を考えている方は、早めの申請をよろしくお願ひします。
以下にインボイス制度開始後の請求書や領収書の作成方法例を記載しますので、改めてご確認をお願いします（インボイスに決められた様式はありません）。

インボイス（適格請求書）

請求書

令和5年10月×日

〇〇〇商事

①

登録番号 T123456

(株) △△△ 御中

10月分 16,400円（税込）

日付	品目	金額
10月×日	魚*	5,000円
10月×日	包丁	10,000円
合計		15,000円
消費税		1,400円

*は軽減税率対象品目 (10%対象 11,000円 内消費税1,000円)

(8%対象 5,400円 内消費税 400円)

③

②

*これまでの請求書や領収書との違いは

①登録番号の記載

e-tax等で登録申請をすると名簿に登録され、税務署から「登録番号」が通知される。

②適用税率ごとの合計額と消費税額

税率ごとの税込または税抜金額と、税率ごとの消費税額を記載。

③軽減税率提供の表記

経営

☆小規模事業者持続化補助金（一般型）【令和元年度補正予算】 【令和3年度補正予算】

商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿った販路開拓の取り組みを行う小規模事業者の皆様に対し費用の2/3を補助します。

受付締め切り	第12回 2023年5月25日(木) ※事業支援計画書(様式4)発行締切
補助対象者	商工会地区で事業を営む小規模事業者 ※小規模事業者とは 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) 常時使用する従業者の数 5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業者の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業者の数 20人以下
補助対象事業	・策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 ・商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。
補助率等	[通常枠] 50万円 [賃金引上げ枠] 200万円 [卒業枠] 200万円 [後継者支援枠] 200万円 [創業枠] 200万円 ※インボイス特例対象事業者は、上記金額に50万円の上乗せ ※通常枠以外は追加申請要件があります。 ※補助率: 補助対象経費の2/3(賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4)
補助対象経費	①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費

補助対象となり得る取組事例のイメージ

<p>①新商品を陳列するための棚の購入</p> <p>②新たな販促用チラシの作成、送付</p> <p>③商品販売のためのウェブサイト作成や更新</p> <p>※本項目のみでの申請は不可。補助金の確定時に認められる補助金総額の1/4が上限</p> <p>④国内外の展示会・見本市・商談会への参加費用</p> <p>⑤展示会参加のために必要な旅費等</p> <p>⑥新商品の開発</p>	<p>⑦新商品の開発にあたって必要な図書の購入</p> <p>⑧臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費等</p> <p>⑨補助事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経</p> <p>⑩使用していた設備機器等の解体処分費</p> <p>⑪店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。)</p>
---	--

ご相談は商工会まで

◇申請に際しては、商工会の確認が必要となります。

◇確認書類等の発行には一定の日数がかかりますので、余裕を持ってお越しくください。

◇なお、公募要領および申請様式等に関しては、以下のアドレスをご覧ください。

岐阜県商工会連合会 <https://www.gifushoko.or.jp/jizokukar4/>

*記載例も掲載されておりますので、ご自身で申請書(事業計画書)の作成にチャレンジしてみませんか?

☆事業承継についてお悩みはありませんか？

～さまざまな形の事業承継相談をワンストップで解決～

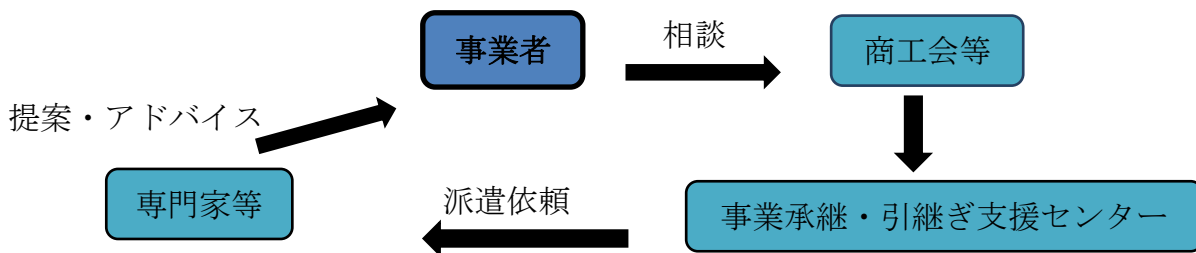
「後継者が決まっていなくて誰かに事業を継いでもらいたい」

「子供（または親族以外）に継がせようと思っているがどんな手続きが必要？」

「会社や店舗を買い取って事業を拡大したい」

こういったことは安易に他人に相談することができず、正確な情報をどこで入手できるのか分からず、時間だけが過ぎてしまう、ということが起こりがちです。

岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターでは、後継者が不在でも、親族・親族以外への承継でも、企業買収（M&A）についても専門家に無料で相談できます。



創業したい方と後継者不在の会社等を引き合わせる後継者人材バンク制度もあります。まずは商工会までご連絡ください。*『事業承継・引継ぎ支援センター』…国が設置した公的相談窓口です。

金融

☆公庫の金融相談日をご利用下さい。

日本政策金融公庫協力のもと、毎月第2火曜日の午前10時～正午まで（1時間区切り）揖斐川町商工会館にて、金融相談日を開催しております。

今月のご相談日は、4月11日（火）です。

普通貸付の申し込みをはじめ、返済状況の変更等、何でもご相談下さい。

なお、相談時間調整のため、ご希望の方は事前に商工会へご連絡下さい。

揖斐川町商工会 電話 22-6185

制度名	利率	貸付限度額	貸付期間	説明
普通貸付	基準 1.20%～2.80	4,800万円	運転資金 5年以内 (特に必要な場合7年以内)	担保を提供する 融資
	基準 2.15%～3.15		設備資金 10年以内	担保を不要とする 融資
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	1.30%	2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	保証人、担保は不要 (金融審査会の推薦 が必要です)

令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

